

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

奈良県公安委員会

委員長 向 井 利 明

奈良県公安委員会規則第1号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第4号中「捜査共助」の次に「（国際捜査共助を含む。）」を加える。

第17条第5号を削る。

第20条第7号中「捜査支援分析課」を「刑事企画課」に改める。

別表第1運転免許課高齢運転者等支援室の項の次に次のように加える。

警備課警衛・警護室	第34条の2第4号及び第5号に掲げる事務
-----------	----------------------

別表第2の2の(3)生駒警察署の表小瀬交番の項を次のように改める。

生駒南交番	生駒市萩の台2丁目
-------	-----------

別表第2の2の(3)生駒警察署の表萩の台駐在所の項を削る。

別表第2の2の(4)郡山警察署の表泉原交番の項を次のように改める。

郡山西交番	大和郡山市矢田山町
-------	-----------

別表第2の2の(4)郡山警察署の表矢田駐在所の項を削る。

別表第2の2の(8)橿原警察署の表明日香交番の項の次に次のように加える。

高取交番	高市郡高取町大字市尾
------	------------

別表第2の2の(8)橿原警察署の表下土佐駐在所、車木駐在所及び市尾駐在所の項を削

る。

別表第2の2の(9)高田警察署の表忍海駐在所の項を削る。

別表第2の2の(10)香芝警察署の表中 「 関 屋 駐 在 所 」 を 「 関

「 屋 交 番 」 に改め、同表箸尾駐在所の項を削る。

別表第2の2の(11)五條警察署の表阪本駐在所の項を削り、同表中 「 宇 井 駐

「 在 所 」 を 「 大 塔 駐 在 所 」 に改める。

別表第2の2の(12)吉野警察署の表丹生駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年3月28日から施行する。